

本願寺史料研究所報

2 2 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉乗隆

発行日 一九九八年五月三日

【史料情報六】

証如筆「過怠条々案（仮称）」

証如期の大坂本願寺の制札といえ、龍谷大学図書館所蔵の「天文六年正月御堂制札」が戦国期真宗史の研究者には周知のものである。史料としてあらためて提示はしないが、板に陰刻された九カ条のこの制札については『大谷本願寺通紀』（巻十二）に「又（毎月二十八日晨課後、於祖殿正面、三十日番僧／所読者此○或疑、後來修補次上旧制者歟）」（ハ）は割注、／は改行）とあって、大坂本願寺の御影堂正面に掲げられ、毎月二十八日の晨朝の後に三十日番衆によって読み上げられたものであることが判明する。しかし、現存しているこの制札が、天文六年（一五三七）当時のものであるかどうかについては、『大谷本願寺通紀』の記主である慶証寺玄智も疑義を呈しているように、後の

時代に全面的に補修（あるいはレプリカ）されたものである可能性が高い。筆者の直感も、制札の筆跡において戦国期の筆というよりも近世前・中期の筆ではないかと感じるので、玄智の疑義に賛意を表しておきたい。

寛政十年（一七九八）三月二十八日に、再建された東本願寺の御影堂にもこの天文六年の制札と大同小異の制札が龍谷大学所蔵の制札と同じく「天文六年正月日」の年記で九カ条を「板二認」（大谷大学所蔵「大坂本願寺御堂掟書」。大阪市立博物館特別展図録『大阪の町と本願寺』一九九六年、七〇頁参照）られ掲げられたという。両制札は内容的には大同小異なのだが、小異の具体的な点を挙げると、龍谷大学のもものが漢字のみの表記であるのに対して、大谷大学の史料に記載されているものが、漢字かな交じりであることと、記載される事書の順番が大きく相違していることである。一例だけ提示しておく。龍谷大学の制札の一条目

は「一両御堂勤番無間断下相守事」とあるが、大谷大学の史料では二条目に相当し、「一御影前少しの間も明くへからさる事」とある。この相違について龍谷大学の制札は、当時のものであるかどうかは別にして、板に陰刻されたからこそ（漢文）であったのに対して、大谷大学の史料に登場する制札は、三十日番衆によって声に出して読み上げられていた漢文の制札が、「音」として伝承されたきたものが近世に文字表記されたことによって漢字かな交じりになった相違ではないかと、ひとまず理解しておきたい。事書の順番の相違も、「音」による「伝承」というところに原因が求めてられるのではないだろうか。

ところで、大坂本願寺には、制札として掲げられたかどうかは別にして他にも種々の掟類が制定されていたはずである。本稿では、大坂本願寺の掟として制定される途上にある段階の草稿の掟を紹介したい。証如自信によるはげしい推敲の跡を留める草稿で、関連史料も見出せていないし、『天文日記』にも関連記事がみえないので、実際に掟として制定されたかどうかも確定できないが、筆跡から判断して証如筆として間違いはない。紹介する史料は表題に掲げたように、「過怠条々案」と仮称しておく。史料は、「過怠条々案」四点と亭番衆に関する定案の一点から構成され、現状は封筒に収められているが、元は上部に紙縫りが付された近世の付札（縦一五、六cm・横五、一cm）で一括されていたらしい。付札の記述を示すと以下のごとくである。

（付札）
—証如様御直筆歟—
一科条 一枚

一於亭所在物と不出 一枚

一其科条々 一枚
一過怠条々 二枚

都合四枚

「都合四枚」とあることからすると、もともとは「科条」「其科条々」「過怠条々」だけが一括されていたものが、のちに「於亭所在物と不出」の一枚が追加されたと思われる。ただし、この付札の筆跡は一筆であり、「のちに」といっても最初の整理の直後期であろう。内容的には、「歡樂」と偽ること（仮病）に対する罰則に重点が置かれいるのが特徴で、その他にも「唾を吐くこと」や「壁際での小用」の禁止など興味深い条目も存在するが、関連史料・記事が探索できず、残念ながら翻刻として提示するだけに留めざるをえない。また、難読箇所（□で示した）が残っているが、不鮮明ながら写真も提示したので検読していただけるとありがたい。史料一の「入夜勤高□之歌」の部分は、夜に大きな声で歌うことの禁止か夜に集団で歌うことの禁止かと考えるのだが、筆者の能力では難読箇所として残さざるをえなかった。全体的には、条目の設定の仕方に証如の人間的な性格を窺うことができる史料と考えるが、証如の人間的な性格の問題だけでなく、種々の視点からの利用を期待したい。

以下、付札の順番にあわせて各史料の解説を提示する。各史料の表題は付札の記述をそのまま使用した。翻刻にあたっては、原本の文字左側の「〃」「ヒ」などの記号状の墨による抹消は、同じく翻刻の文字左側に「〃」で示し、原本の棒線による抹消は、翻刻では文字右側の傍線で示したので注意されたい。（左右田昌幸）

《史料翻刻》

史料一、「科条」(縦二九、二cm 横四四、五cm 楮紙)

科条

一背制止族不及過錢者喰如馬耳於風之吹候間向後。為思痛所定之也
 一亭当番最小人衆之時、兩輩可結之、若一人

令祇候者所罷出之一人為^過怠 文可出候

一雜談之中及誓言事一段空精言重科也、為過怠 百上 文可出候。於閑隠談者百五十文可出

一小便於^{或壺}坪内或壁之角猥出之段。不得至極以外次第也、於

見付者為過怠 文可出候、至凡下者三ヶ日之間
 可擲置之

一当番輩夕為夕飯、又休息罷^出面々及深更参参(ママ)

甚以曲事也、戌刻不罷出者為過怠 文可出、
 将又入夜号歡樂者作病同体也、可為同前之科怠
 一朝勤不参輩者

一吐唾之儀一切。^可停止事 過數如何

一於坊中白衣停止事 但入于風呂計免之、是も可停止敷
 除喧嘩火事并平臥之後口用事之時計

一はき物事。可為如先年之定

一下女共於坊中帷かつき可為如何哉

一当番不寝事

一入夜勤高□之歌。狼籍之至

一齋非時之中各致雜談族一切。^令停止訖、若出言輩者

○可出候事

一当番之面々中号有所用以相番之意得不罷出之段無分別又
 得其意輩共以可為曲事也、難有於有所用者可及上聞事

史料二、「其科条々」(縦二七、二 横四二、五 楮紙)

(端裏書)
 「其科条々」

一番衆戌刻以前不罷出事 一度分

一番夜不寝候輩事 三度分

一朝勤不出族事 一度分

一日中对夜不参事 二度分

右四ヶ条下二付也、及五ヶ度者一日可勤番也

一号歡樂数日。^令随意族言語絶候、以其上可申付事

一別而。^有故障之子細者余人令相伝。^可勤番之事、於無人体者
 後日可致番事

一号歡樂候儀有証人數、又於後日其様体為顯然者

不及是非、不然者作病同前事 歡樂依及數度定之

史料三、「過怠条々」(縦二八、三 横四二、一 楮紙)

過怠条々

一朝勤不出及五ヶ日可参番事

一号歛樂輩者於重病者無其隠至小患并

者可有証人不然者作病同科事
“作病者”

一任隨意不。朝参之上、終日不出族及兩日者

可勤参事

一朝不参咎事

一朝勤不参事

一廿八日二日廿日代々正月
日中対夜不出事

史料四、「過怠条々」(縦二三、九 横四〇、九 楮紙)

(端裏書)
「過怠条々」

一朝勤不参輩及五ヶ日。為其過怠。可
者
勤番事

一廿八日二日廿日。等日中対夜。不参
此外代々正月等朝勤 令
者。兩日之咎事
可為二朝 不出

一或号歛樂。或号為少病者共以同科事
致作病或 少煩難

一歛樂露頭之為体者可取除事
於 現形者 不可有其科

一右過怠一月中。遂果事
可

一当番之朝不参族者可為兩日之過怠事
其科可為二朝分事

一番之日。小患又故障
依

一号歛樂数日。巡覽。輩一段為曲言事
令遊 者可成其覚悟 有見物之望者

速可言上事

一遂日忝奉公異他輩者可有其差別事

一依歛樂故障不勤番者雖為何日其日数并
其日数

番之時。可参番、其内。番之日者不可。其数事
令 当 入

一不断。伺候族者過怠可有差別事

一於重病者不及過怠事

一当番之日号歛樂不参族者於後日可励番事

一歛樂之儀於有証人者不及是非不然者作病同前事

史料五、「於亭所在物と不出」(縦二三、七 横四〇、四 楮紙)

(楮紙)

一。亭番衆所在物曾以無渡于当番
於 先番之輩対当番無渡之儀 不申

絶言語次第也、向後者常住所在置物共

無相替事、其外何有何程有之如何様直之樣
可

体悉以日々可申伝之、又依物当番不存出

事、可有之儀者不及是非候
可待

